

標準取引条件

第1条 (目的)

この標準取引条件（以下「本取引条件」という）は、ヴァイサラ株式会社（以下「ヴァイサラ」という）が書面で同意した変更、特に本取引条件に優先する書面によるヴァイサラの製品及び設備（以下「ヴァイサラ製品」という）の全ての見積り、注文、提案、販売、供給、アフターサービス及び交換に適用される。本取引条件は、顧客の注文等における本取引条件と矛盾する規定に優先するものとする。

第2条 (契約の成立)

ヴァイサラと顧客との間において別途書面で合意されない限り、ヴァイサラ製品の販売、供給、アフターサービス、取替・交換は、本取引条件及び顧客の注文等に対するヴァイサラの書面による承諾・承認のみによって決定され、ヴァイサラと顧客との間の契約（以下「本契約」という）を構成するものとする。

第3条 (見積書)

1. ヴァイサラが顧客に交付した見積書は、ヴァイサラが別途書面により異なった定めをしない限り、交付の日から30日間有効とする。
2. 見積書には、ヴァイサラ製品の見積り価格、支払方法及び納期を記載する。

第4条 (契約代金)

1. 第3条に規定された見積り価格の変更がない限り、見積り価格を契約代金とする。
2. 見積り価格は、公租公課、賦課金を含まない。

第5条 (引渡し)

別途書面による合意がない限り、ヴァイサラ製品は、顧客が書面により指定する場所（日本国内）で引渡されるものとする。なお、配送はFCA, INCOTERMS2010に基づいて定義され、製品の損失や劣化のリスクは、出荷時に顧客へ引き渡すものとする。

第6条 (所有権留保、危険負担)

顧客による契約代金（遅延損害金を含む）全額の支払がなされるまでヴァイサラ製品の所有権はヴァイサラに留保されるものとする。

ただし、ヴァイサラ製品の劣化、盗難による損失、またはその他のヴァイサラの責めに帰すことのできない損害等一切の危険（リスク）は、第5条によるヴァイサラ製品の引渡しによって、顧客に移転する。

第7条 （検 査）

1. 顧客は、ヴァイサラ製品の引渡しを受けたときはただちにヴァイサラ製品を検査するものとし、ヴァイサラ製品の欠陥、数量不足、欠品等契約条件に合致しないことを発見したときは、合致しない事実を具体的に記載した書面によりその旨ヴァイサラに通知する。
2. 顧客がヴァイサラ製品の引渡日から14日以内に、ヴァイサラに対し前項の書面を交付しない限り、ヴァイサラ製品には瑕疵が存在しなかったものとみなされる。ただし、当該瑕疵が隠れた瑕疵の場合には、ヴァイサラがヴァイサラ製品の引渡日から1年以内に本条第1項の書面を受領しない限り、顧客は、ヴァイサラに対して当該隠れた瑕疵に基づく請求をすることができないものとする。

第8条 （支 払 い）

1. 別途書面による合意がない限り、顧客は、見積書記載の支払期日までに、ヴァイサラの指定する銀行口座に契約代金を振込み支払う。
2. 支払期日に支払がなされなかったときは、顧客は、支払期日から支払いがなされる日までの間、未払残代金に対し年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第9条 （不可抗力）

ヴァイサラは、政府の規制または命令、天災、戦争、内乱、暴動、伝染病、火災、ストライキ、ロックアウト、その他、ヴァイサラの合理的なコントロールを超え、かつ、その履行に影響を与える事由（以下「不可抗力」という）の発生により本取引条件に基づくヴァイサラの義務の履行ができないことにつき、顧客に対して責任を負わないものとする。

第10条 （責任の制限）

1. ヴァイサラが顧客に対して損害賠償義務を負う場合、当該義務の発生事由如何にかかわらず、顧客がヴァイサラ製品またはサービス等に対して支払った契約代金の額を超えることなくこれを限度とする。
2. ヴァイサラの損害賠償義務の範囲は債務不履行等によって通常生ずべき損害に限られ、如何なる場合でも、間接損害、結果損害、特別損害、懲罰的損害または本契約から生じる利益またはビジネスの損失を含む偶発的損害に対しては、一切責任を負わないものとする。

第11条 （特許等侵害）

1. ヴァイサラは、本条3項に規定されている責任限度に従うことを条件として、ヴァイサラ製品の使用または顧客の販売した装置に顧客がヴァイサラ製品を組み込んだことに帰因して、第三者からなされた特許、商標、著作権、意匠権の侵害の主張に基づく請求から顧客を免責し、補償するものとする。
2. 本条第1項規定は以下の事項を条件とする。
 - a) 顧客は、ヴァイサラに対し、前項の請求につき書面により遅滞なく、通知し、請求を防禦するための一切の権限、及び必要な情報ならびに助力をヴァイサラに与えるものとする。
 - b) ヴァイサラは、控訴も含めて全ての訴訟の防禦及び和解をするための一切の交渉権限を付与されるものとする。
 - c) 顧客は、侵害を回避するために、ヴァイサラから引き渡された最新の製品を使用するものとする。
 - d) 以下のことから生じる侵害にはヴァイサラの補償または免責は及ばないものとする。
 - i) 顧客の部品・デザインの使用または顧客による特定の指示の適用、
 - ii) ヴァイサラ製品の使用が予定されていない設備・装置に対し、顧客によるヴァイサラ製品の使用、販売、
 - iii) 顧客によるヴァイサラ製品の変更、
 - iv) 契約日前にヴァイサラに開示されない方法または目的によるヴァイサラ製品の使用・販売、
 - v) 顧客、顧客の子会社、関連会社がライセンス等により直接、間接に利害関係を有する特許、意匠、商標。
3. 本条によるヴァイサラの顧客に対する責任は、問題のヴァイサラ製品に対して顧客がヴァイサラに支払った合計額を超えないものとする。

第12条 (著作権及び秘密保持)

顧客に対して提供された図面、仕様、指示を含むヴァイサラによって作成された書類の著作権及び他の知的財産権は、ヴァイサラに留保されるものとし、顧客は、ヴァイサラの事前の書面による明示の同意なしに、いかなる書類もその内容も、提供された目的以外のいかなる目的のためにも使用してはならない。顧客は、ヴァイサラの事前の書面による同意なしに、いかなる方法、形式によっても、第三者に対し、第三者による複製や他の使用を許容してはならず、また書類の内容や情報を、開示、移転、伝達その他如何なる利用もさせてはならない。

第13条 (管轄裁判所)

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

第14条 (契約の解除)

次の各号の一に該当するときは、ヴァイサラは何等の催告なくして本契約の全部または一部を解除することができる。

- a) 顧客が本契約またはヴァイサラとのその他の契約を履行せず、かつ当該不履行がヴァイサラから顧客に不履行を是正するように要求する通知が発せられた後30日以内には是正されないとき。
- b) 顧客の支払不能、破産、民事再生、会社更生等の申立てを受け、または自ら申し立てたとき。
- c) 顧客の清算または解散のとき。
- d) 顧客の資産に対して差押命令が出された場合。

ヴァイサラは、ヴァイサラに与えられた他の権利および救済を損なうことなく、次のまたはすべてを行うことができる。

- i) 書面の通知により、本契約の全部または一部を終了せしめること、
- ii) 対象商品の船積または引渡を延引または停止すること、
- iii) 運送中のヴァイサラ製品を取戻すこと、
- iv) 本契約、顧客とのその他の契約に基づき、顧客が支払うべき金員の即時支払を直ちに請求すること、その場合、同金員の支払期は直ちに到来するものとする。

保 証

ヴァイサラは、特別の保証が付与された製品を除いて、ヴァイサラが製造し本契約によって販売されたヴァイサラ製品が、引渡しの日から12ヶ月間、特定の製品に限り24ヶ月間（製品リスト参照 <http://www.vaisala.com/warranty>）、仕上り状態について欠陥がないことを表明し保証する。製品リストは随時ヴァイサラによって事前の通達なしに変更されることがある。本保証に規定された期間内に、仕上り状態または材料に欠陥があることが証明されたヴァイサラ製品があったときは、ヴァイサラは、その選択により、本来の保証期間を延長することなく、欠陥製品または欠陥部品を無償で修理するかまたは交換することを約束する。ただし、ヴァイサラには、修理または交換以外の救済措置をする義務はないものとする。本保証に従って交換された欠陥部品は、ヴァイサラが自由に処分できるものとする。なお、保証期間外、および保証に適合しない場合、対応できる製品に限り有償にてサービスレポートの提出と修理校正を実施する。

ヴァイサラは、販売したヴァイサラ製品に対してヴァイサラの従業員の行った修理及びアフターサービスの作業（以下、「作業」という）の質を保証する。万一修理・アフターサービスが不適切または不完全であり、それによって作業がなされたヴァイサラ製品の不調、機能不全を引き起こしたときは、ヴァイサラは、その選択により、当該製品を修理または交換する。修理または交換は無償とする。作業に対するこの保証は、作業が完了した日から6ヶ月間有効なものとする。

しかし、上記保証は、以下の条件に従うものとする。

- a) 顧客のクレームは、欠陥を主張する具体的な書面によって、欠陥が判明したときから30日以内に、ヴァイサラによって受領されなければならない。
- b) ヴァイサラが要求したときは、顧客は、欠陥製品または欠陥部品を、ヴァイサラが製品の検査・修理または交換をその所在場所で行うことに同意した場合を除いて、ヴァイサラの事業所またはヴァイサラが書面で指示した場所に、運送費及び保険料を前払いし、適切に包装されラベルを付した状態で送付するものとする。

本保証は、欠陥が以下の事由によって生じたときは、適用されない。

- a) 通常の磨耗または事故、
- b) 誤用、不適切もしくは承認されない製品の使用、または、ヴァイサラ製品もしくはその装置の保管・維持・取扱上の過失もしくは誤り、
- c) ヴァイサラ製品の不適切な取付け・組立てもしくは修理をしなかつたこと

ったことまたは、ヴァイサラの作業指示（ヴァイサラの承認しない人員によってなされた修理、取付け、組立てを含む）に従わなかったこと、またはヴァイサラの製造もしくは供給していない部品との交換、

- d) ヴァイサラが事前に承認しないヴァイサラ製品の修正、変更または追加、
- e) 顧客または第三者の責に帰すべき他の要因。

前記にかかわらず、本保証の下でのヴァイサラの責任は、顧客の提供した資材、デザインまたは指示から生じた欠陥には適用されないものとする。

本保証は、法令に基づくかどうか、明示か黙示かにかかわらず、他の一切の条件、保証、責任に代わるものであり、商品性または特定目的への適合性の黙示の保証およびヴァイサラとの契約に基づいて供給されたヴァイサラ製品から直接・間接に生じる欠陥・不完全についてのヴァイサラ（代表者、代理人を含む）のその他の一切の義務及び責任を含むものであって、それら義務及び責任は本保証によって取消され放棄されるものとする。ヴァイサラの責任は、いかなる場合でもヴァイサラ製品の売買価格を超えるものでなく、またヴァイサラは、直接・間接を問わず、逸失利益もしくは他の結果損失または特別損害に対して責任を負うものではない。